

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年2月8日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階大会議室
3. 農業委員 27名中23名出席し、その氏名は次のとおり
1番 國岡道夫 2番 太田修 3番 松本英樹
4番 尾上昭則 5番 小西勝正 6番 高原敏正
7番 大河原誠 8番 大森一廣 9番 片岡一矢
10番 木下泉 11番 宇津木利正 12番 太田一己
14番 河崎繁 15番 雪上勲 16番 古澤直通
17番 高原峯夫 19番 藤澤美芳 20番 長船裕一
22番 久山英之 24番 石黒五月 25番 大内美智子
26番 原野健一 27番 石原芳高

欠席委員

- 13番 川野実重 18番 大森茂利 21番 永守修一
23番 上村善亮

4. 議事に参与した者

- 事務局長 日並 洋一郎
事務局 河原 克仁
事務局 久山 貴史

5. 議事内容

- 第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・利用権移転)

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻になりましたので、ただ今から平成28年度瀬戸内市農業委員会、第11回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。本日も非常に寒い中、出席いただきありがとうございます。本日も数件の議案が提出されておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち23名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、13番・川野委員、18番・大森委員、21番・永守委員、23番・上村委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長より申し上げます。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに7番・大河原委員、8番・大森委員、よろしく申し上げます。
- 事務局 早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の1頁目下段をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。
- 【1番案件】**
- 譲受人「牛窓町牛窓■■■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓■■■」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,810㎡。譲受人の農地までの距離は20m。耕作面積は新規就農のため0㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。
- 第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、新規に就農を始めることとなりますが、譲渡人や近隣の方の助力を得ることとなっており、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しております。また、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
- 第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
- 第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、第4号議案にも記載しておりますが、利用権設定を行うこととなっておりますので、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の國岡委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「長船町福里■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町服部■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は2,431㎡。

「長船町服部■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は18㎡。譲受人の農地までの距離は350m。耕作面積は22,432㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■ ■」さんが田として耕作しており、今後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の長船委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、1番・國岡委員さんお願いします。

1 番 委 員 1番・國岡です。1番案件について、ご説明させていただきます。譲受人の林さんが譲渡人の■■さんの土地、建物を購入しておりまして、現在、牛窓に移住しております。■■さんは定年後、長年の夢であった農業がしたということで■■さんから農地を購入し、近辺の農地を借り受けて新規に農業する予定となっております。問題はないようですので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続いて2番案件の担当委員さん、20番・長船委員さん、お願いいたします。

20 番 委 員 長船です。■■さんは10年ほど前から申請地を耕作しており、■■さんが高齢のため、今後の耕作はできないということで売買をすることとなったものです。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2頁目、農地法第4条許可申請について説明させていただきます。

【1番案件】

申請人「長船町東須恵■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町東須恵■■」。地目は「畑」。面積は215㎡。転用目的は

「自己住宅」。施設の概要は「鉄骨造2階建 1棟 95.73㎡」
「車庫 45.50㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■■、借入金が■■■です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料5ページをご覧ください。美和小学校・美和幼稚園から北へ約500mに位置しております。以上、事務局から第2号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん15番・雪上委員さんお願いします。

15番委員 15番・雪上です。申請人が新しく家を建てたいということで自己所有地に家を建てるものです。現地確認をしましたが、隣地への影響や排水についても問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請についてですが、議事の都合上、まず6番案件を除いた案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料2頁目下段をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「長船町東須恵■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町東須恵■■■ ■■■」。地目は「畑」。面積は254㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「鉄骨造2階建 1棟 95.73㎡」「車庫 45.50㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■■、借入金が■■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、先ほど説明いたしました第2号案件の申請地の隣地となっております。

【2番案件】

借人「岡山市北区中原■■ ■■ ■■ ■■」。貸人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町飯井■■」。地目は「畑」。面積は376㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 66.24㎡」「車庫 34.19㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■です。隣地への被害はありません。なお使用貸借権設定するもので10aあたり無償となっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料6ページをご覧ください。飯井西谷公会堂から北に約300mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思えます。1番案件の担当委員さん、15番・雪上委員さん、お願いいたします。

15番委員 15番・雪上です。こちらは先ほどの第2号議案と同一の事業でございまして、譲受人の■■さんの所有地だけでは面積が小さいので隣地の畑を転用するものです。売買の話もまとまっているようで、特に問題ないと思えます。

議 長 はい、ありがとうございます。続いて2番案件の担当委員さん、16番・古澤委員さん、お願いいたします。

16番委員 16番・古澤です。申請人は親子関係にあり、息子さんが新しく家を建てるものです。昔は田として耕作していたそうですが、今は地上げをして畑となっております。隣地等も問題がないということで話はまとまっており、何ら問題ないと思えます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。

事務局 次回は、3月15日水曜日の午前9時30分から、瀬戸内市中央公民館研修室にて開催の予定といたしております。会場がいつもと異なりますので、お間違えのないようにお願いします。また、今後の予定を申し上げますと、4月18日火曜日に開催予定となっております。事務局からは以上です。

議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成28年度2月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時15分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年 2月 8日

議長

署名委員

署名委員